

**せんだい秋保文化の里センター及び
仙台市秋保ビジターセンター・仙台市秋保二口キャンプ場の指定管理者候補者の選定経過
及び結果について**

せんだい秋保文化の里センター及び仙台市秋保ビジターセンター・仙台市秋保二口キャンプ場について、次のとおり指定管理者の候補となる団体を選定した。

1 施設概要及び指定期間

- (1) 施設名 せんだい秋保文化の里センター
仙台市秋保ビジターセンター
仙台市秋保二口キャンプ場
- (2) 所在地 せんだい秋保文化の里センター:仙台市太白区秋保町湯元字寺田原 40-7
仙台市秋保ビジターセンター :仙台市太白区秋保町馬場字本小屋 16-1
仙台市秋保二口キャンプ場 :仙台市太白区秋保町馬場字中小屋 3-1
- (3) 指定予定期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

2 選定までの経過

令和 7 年 7 月 11 日	文化観光局選定委員会開催（募集方法、評価方法を審議、応募団体の選定を実施）
令和 7 年 11 月 26 日	文化観光局選定委員会開催（申請書類の審査、候補団体の選定を実施）

3 文化観光局選定委員会の構成

委員数 計 4 名（内訳：民間委員 3 名、市職員委員 1 名）

4 指定管理者の候補者

- (1) 団体名 一般社団法人秋保地域活性化協議会
(2) 代表者名 会長 佐藤 勘三郎
(3) 所在地 仙台市太白区秋保町湯元字薬師 28 番地

5 選定理由

標記施設は、交流人口拡大に資する観光交流施設として設置されており、秋保地域の観光振興、さらには地域活性化につながる活動を実施している。このため、当該施設の指定管理者には、地域情報に精通し、地元協力を得られる団体である必要がある。現在は、地域の主な団体の代表者等が構成員となっている一般社団法人秋保地域活性化協議会が、指定管理者として運営を行っている。

今回の選定においても、地域の様々な関係者との緊密な連携のもと事業を展開していくため、引き続き、現在の指定管理者に管理運営させることが適当であると認めたことから、「仙台市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例」第 2 条第 1 項ただし書「当該施設の適正な運営を確保するため必要と認められるとき」の要件に該当し、公募によらない選定を行うものとした。

選定にあたっては、地域の力を生かした運営方針や、積極的な情報発信による来訪者増加・周遊促進への取組姿勢が高く評価された。

6 その他

指定管理者候補者として選定された団体を指定管理者として指定する議案について、令和8年第1回定例会に提出する予定としている。当該議案が議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営にあたることとなる。

お問い合わせ先

文化観光局観光交流部観光戦略課企画推進室（電話番号：022-214-8032）